

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 8 年 7 月 1 5 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・7 棕下^{むくした} 保^{たもつ}・14 宮本^{みやもと} 政春^{まさはる}・15 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
16 中谷^{なかたに} 秀也^{ひでや}・17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}・18 結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・20 諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}
22 中野^{なかの} たつ子^こ

以上 9 名

欠 席 委 員 23 片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹

白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・16 中谷^{なかたに} 秀也^{ひでや}

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (所有権移転)

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・貸借借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第7回第2農地部会を開会させていただきます。本日は、片岡委員が欠席ですので、よろしくお願いします。</p> <p>本日、議事録署名者を私の方から指名させていただきますのでよろしくお願いします。6番 田口委員、16番 中谷委員。よろしくお願いします。</p> <p>まず、始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から3で、合計件数は3件、合計面積は、11,487㎡で、この内訳は、田が10,959㎡、畑が528㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから6ページをご覧いただきたいと思えます。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。番号1から10で、6ページになりますが、合計で件数は10件、面積は48,309.58㎡、その内訳は田が36,314.58㎡、畑が11,995㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地や雑種地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導させていただいております。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で 面積は畑で255㎡でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は畑で1,266㎡でございます。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積5,475㎡、渡人 _____、面積284㎡ 申請地 庄田町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面</p>

積 284㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、面積3,044㎡
申請地 一志町波瀬十王寺_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積390㎡外6筆 合計面積3,044㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始するものです。

番号3、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、面積1,043㎡
申請地 美杉町竹原宮ノ下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積143㎡ 外2筆 合計面積1,043㎡。これにつきましては、受人は、空き家購入に併せて、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は3件で、合計面積は4,371㎡、このうち田が2,148㎡、畑が2,223㎡、でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

椋下委員 7番椋下です。1番につきましては、7日に部会長、田口委員、地元推進委員、私と事務局で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりでございます。問題はないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。2番につきまして、新規就農のようです。受人は、本宅もすでに購入をして、農地を買い入れて農業を始めるということです。地元推進委員、委員3名で現地確認を行いました。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。3番につきまして、7日に私と地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。後継者がいない。住居も遠方ということで、この物件は空き家バンクの対象です。受人は住居を探していて、美杉町の空き家バンクに対象物件があり、美杉町で農地を取得するというご様子でございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 川合、申請者 _____、申請地 一志町八太正ヶ瀬 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,046㎡です。 これにつきましては、申請地を長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川合、申請者 _____、申請地 一志町庄村出口 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積243㎡。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 八ッ山、申請者 _____、申請地 白山町山田野久保 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,521㎡の内498㎡です。 これにつきましては、申請地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。 以上件数は3件、合計面積は田で1,788㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。
守山委員	15番、守山です。1番と2番を説明させていただきます。 1番につきましては、7日に川合地区の地元推進委員、農業委員3名と、事務局、部会長で、申請者代理人の行政書士の _____ さんから説明を受けました。 申請地は _____ から _____ に向かって200mぐらいのところ。集合住宅の管理は _____ がするそうです。 2番目は一志町 _____ で、南と北側には住宅があり、道を挟んで西側にも住宅です。駐車場です。以上、よろしくご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございます。3番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。7日に地元推進委員さん、農業委員、申請者の立会い人の _____ の息子さんと現地確認を行いました。ここの田に息子の家を建てたいということで、一部転用です。場所は、 _____ のすぐ近くという立地条件

で、田園地帯で、残地は、今まで通り、農地として利用するという事なんです。何ら問題ありません、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町西横山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積776㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、368.4㎡、設置率は転用面積の47.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 大鳥町千盛_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積79㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町中川原_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積42㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、庭園用地とするものですが、昭和40年ごろから既にこの目的で使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬川原出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積730㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は467.6㎡、転用面積の64%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬若園_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積47

6 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は352.1 m²、転用面積の73%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大三、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地白山町二本木徳田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積185 m² 外6筆 合計面積922 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地と一体利用のうえ、コンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 ハッ山、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野下出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,783 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は570.5 m²、日影部分を避けて設置することから、転用面積の32%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川村_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積109 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、工場用地とするものですが、昭和45年ごろから隣接の製材工場と一体的に利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は、8件、合計面積は4,917 m²、この内訳は、田が2,315 m²、畑が2,602 m²でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番につきまして、7日に地元推進委員1名、委員、部会長と現地確認を行いました。地元推進委員は、問題なしと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。2番、3番お願いします。

棕下委員 7番、棕下です。2番の件につきましては、7日に部会長、田口委員、地元推進委員、私と事務局で現地確認を行いました。

6月の議案にも出ていた通りです。事務局の説明の通り、なんら問題ないと考えます。

番号3番につきまして、これも同じ日に部会長、田口委員、地元推進委員、私と事務局で現地確認を行いました。事務局の説明の通りでございます。始末書も出ていますことから、問題ないと考えます。よろしくご審議願います。

議 長	ありがとうございます。4番、5番、お願いします。
宮本委員	14番、宮本です。7日に一志町波瀬で、地元推進委員と事務局と現地を確認しました。地元の推進委員さんも同じ意見で、事務局の説明どおり、何ら問題はないと思います。
議 長	ありがとうございます。6番、お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。7日に、白山の委員2名と地元推進委員さんと私と4人で現地確認を行いました。 場所は国道_____沿い_____に曲がって行く信号、南東角になります。コンビニエンスストアをしたいということです。周りの住民への説明もなされていて、何の問題もないと思います。よろしくご審議ください。
議 長	ありがとうございます。7番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。現地は_____の川を挟んだ東で、7日に会長、部会長、地元推進委員、白山の委員、事務局で現地確認を行いました。学校が近いということで、会長の方から、小学生が進入しないようすることを指導していただいて、業者の方もご理解いただいて、何ら問題ないと判断しました。 現状を変えずに水路等をそのままというような形であることを確認しました。事務局の説明どおりということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。8番、お願いします。
結城委員	18番、結城です。8番下之川につきまして、説明します。受人は、申請地を譲り受け、隣地の製材工場と一体化して、宅地として利用していきたいということです。 昔から製材工場してみえる方で、一部残っていたのを譲り受けて、工場の敷地として一体利用します。渡人は管理ができないので譲渡したいということです。地元推進委員さんも同意しておりますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですが。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 久居北口町駒ヶ谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,547㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,090.07㎡で、転用面積の70.46%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、借人 _____、貸人 亡き_____相続人代表 _____、申請地 榊原町岡_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積469㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、255.42㎡で、転用面積の54.5%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は2,016㎡、この内訳は、田が1,547㎡、畑が469㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番。

田口委員

6番、田口です。7日に会長、部会長、委員2名、事務局とで行ってまいりました。場所は近くが通学路になっています。この借人、防犯カメラも設置してきちんとするということですので、何ら問題ないと思います。

議長

ありがとうございます。2番。

棕下委員

7番 棕下です。2番につきまして、7日に部会長、田口委員、榊原の地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。場所は、_____の_____の裏でございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えます。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積201㎡です。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人と30年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成2年ごろから、既にこの目的で利用されており、借り人から始末書が提出されていますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番。</p>
西森委員	<p>17番、西森です。7日に部会長、田口委員、地元推進委員、私と事務局で現地確認を行いました。30年前に建てたということで、始末書も出ておるといってございまして、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>次に別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>説明に入ります前に、農用地利用集積計画の決定につきまして、一点、お願いがあります。</p>

これまでの運用の仕方ですと、議事参与の制限について明確にしていないう状況でありましたが、他の市町村では、利用集積計画の決定につきましても、該当する場合には、「議事参与の制限をその都度適用している」とのことです。

本市におきましても、急なことで申し訳ありませんが、今回の議案審議からそのように運用していきたいと考えております。

農業委員さんご本人やご家族の方が申請の当事者になられているような場合利用集積計画の決定についての審議の際には、一時、ご退席をいただくということで、ご了解いただきますようお願いいたします。今回も該当する方がいるんですけれども、そのようなことで進めていただくようお願いしたいと思います。

議長 この計画の中に、出席委員に関する案件があり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____、一時退席をお願いします。

<退 室>

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で7,239㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,469㎡、契約件数は9件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で135,032㎡、畑の賃貸借で2,063㎡、契約件数は47件でございます。

一志地区、美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で142,271㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で7,532㎡、合計契約件数は56件、合計面積は149,803㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は、久居地区1件、白山地区18件で合計19件、合計面積は45,489㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することいたします。

議 長 みなさん、入室して下さい。

<入 室>

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これを持ちまして、第7回 第2農地部会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時34分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成28年7月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____